

平成 28 年度 第 2 回門真市幼児教育振興検討委員会 議事録

開催日時 平成 28 年 8 月 30 日(火) 午後 2:00~3:45

開催場所 門真市保健福祉センター 3 日階 多目的ホール

出席者 吉岡真知子、影浦紀子、邨橋雅広、松下久美、黒石美保子、江畑正美

事務局 内田こども未来部長、花城保育幼稚園課長、西川保育幼稚園課長補佐、
難波保育幼稚園課副参事、森保育幼稚園課事務員

議 事

事務局

定刻となりましたので、ただ今から、平成 28 年度第 2 回門真市幼児教育振興検討委員会を開催いたします。

本日は何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の出席者は委員 8 名中 6 名となっており、過半数の出席をいただいておりますので、この会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、東口委員及び満永委員が、本日日程の調整がつかずご欠席でございます。

また、本日の傍聴者はおられませんので、併せてご報告させていただきます。続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の「次第」、

次に、資料 1 「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム 総論(素案)」

次に、参考資料として「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム スケジュール案(平成 29 年度以降)」

以上、おそろいでしょうか。

<資料の確認>

それでは、8 月 22 日付け人事異動等により事務局の職員に変更が生じておりますので、紹介させていただきます。

こども未来部長の内田でございます。

<内田こども未来部長紹介>

なお、本日も議事録作成のため、会議の様様を録音させていただきますので、ご了承のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、委員長に一任させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長

皆さんこんにちは。本日は、前回の第1回幼児教育振興検討委員会での議論踏まえて、門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの総論（素案）について検討していくことになっておりますので、今日もまた、委員の皆さんの活発な意見をお願いしたいと思います。

それでは、次第に沿いまして、「議題1 門真市就学前教育・保育共通カリキュラム総論（素案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題1につきまして説明いたします。

資料1「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム 総論（素案）」をご覧ください。

本素案につきましては、前回の会議におきまして委員の皆様よりご指摘のありました内容を踏まえ、カリキュラムの総論部分につきまして、策定委員会での議論を経て、作成したものであります。

まず、表紙裏面の目次をお願いいたします。

目次につきましては、前回の会議でお示したカリキュラムの構成の修正案と対をなす内容となっておりますが、前回の会議での意見をもとに、若干の修正を加えております。

具体的な修正点としましては、2の（2）に、本カリキュラムの位置づけの1つとして、本市の就学前児童の状況を追記させていただいております。また、「6. 小学校への接続」につきまして、前回の資料では「小学校との連携・交流」となっていたものを、連携・交流は小学校への接続を目的として行うものであるとご指摘を受け、修正しております。

なお、各論に当たる「5. 年齢別カリキュラム」以降につきましては、今回の資料におきましては、目次への項目記載のみとしておりますので、ご了承願います。

次に、具体的な総論の内容に入っていきたいと思っております。少し長くなりますが、全文の説明を一括で行わせていただきます。

まず1頁の「はじめに」をお願いします。

こちらでは、社会的な背景や本市の状況等をふまえつつ、本カリキュラムの必要性を中心に記載させていただいております。それでは、一読させていただきます。

1. はじめに

産声をあげて生まれたときから、日々育ちを積み重ねる子どもたち。お父

さんやお母さんなど保護者の手で、また幼稚園や保育所、認定こども園等の就学前教育・保育施設で健やかに心身が育ち、そして小学校へ進学していきます。

一人ひとりの子どもの健やかな成長は、幼稚園教諭・保育士をはじめとする教育・保育に関わるすべての者の願いです。

一方、近年の子どもをとりまく状況をみると、急速な少子化による家族形態の変化や就労環境の多様化、地域のつながりの希薄化などに伴い、家庭や地域の子育て力・教育力の低下など厳しい現実があります。

また、このような社会状況の中で、子どもたちは生活体験や自然体験が不足し、他者との関わりの機会も少なくなってきました。そのため、基本的な生活習慣が身につけていない、自制心や規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下しているといった問題も指摘されており、就学前教育・保育施設の果たす役割は、非常に重要性を増しています。

その一方で、各就学前教育・保育施設の考え方や手法、就学後の小学校の教育課程の構成原理や指導方法との間に差異があることなどから、育ちや学びの連続性・一貫性を図ることが、大きな課題となっています。この課題を乗り越えるためには、子どもと関わりを持つ各施設間の互いの教育・保育への理解が欠かせません。

このような中、本市ではこれまでの間、幼稚園、保育所及び小中学校の連携をめざして、あらゆる機会をとらえて交流を促進し、学習内容や指導方法等の情報交換、合同研修などを積み重ね、連携強化を進めてきました。今後は、認定こども園など子ども・子育て支援新制度開始以降の新たな施設も含め、この取り組みをさらに一歩前に進め、本市が就学前教育・保育において重視する内容を明確にし、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができる環境を整えることが求められています。

こうしたことから、就学前の教育・保育施設を一体的にとらえ、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を小学校とともに実践していくため、「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を策定します。

次に、2頁をお願いします。

2頁から13頁までは、本カリキュラムの位置づけを示しており、その中で、関連計画との関係、本市の就学前児童の状況、共生の視点、健康・安全の配慮、地域の子育て支援としての役割について、項目ごとに分けて記載させていただいております。

それでは、「(1) 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムと関連計画との

関係」までを一読させていただきます。

2. 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの位置づけ

本カリキュラムは、本市のすべての就学前教育・保育施設等で育つ子どもたちに対して、乳幼児期に大切にしている基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るための教育・保育を実施するために指針となる総合的なカリキュラムとして位置づけます。

(1) 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムと関連計画との関係

本カリキュラムは、教育基本法及び学校教育法等に基づく「幼稚園教育要領」、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に基づく「保育所保育指針」、認定こども園法等に基づく「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の趣旨を踏まえ、策定するものとします。

また、市政運営の指針とまちづくりの目標を示す「門真市第5次総合計画」、本市教育の根幹となる基本理念と基本方針を定める「門真市教育大綱」を踏まえ、子ども・子育て支援法、教育基本法といった個別法に基づく「門真市子ども・子育て支援事業計画」及び「門真市教育振興基本計画」、また、第5次総合計画の実現に向けた重点施策やキーワード施策を充実するための基本方策を示す「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、その具体化を図るものとして策定します。

なお、関連計画との関係における本カリキュラムの位置づけを図式化したイメージを文章の下部に記載しております。

また、3頁から5頁にかけては、「第5次総合計画」、「教育大綱」、「子ども・子育て支援事業計画」、「教育振興基本計画」及び「総合戦略」において、本カリキュラムを位置づけている箇所を、それぞれ抜粋いたしております。

次に、6頁「(2)「本市の就学前児童の状況」をお願いします。

こちらでは、本市の就学前児童の状況といたしまして、子どもの人口の推移と将来推計、就学前教育・保育施設等の状況を記載いたしております。

それでは、「①子どもの人口の推移と将来推計について」までを一読させていただきます。

① 子どもの人口の推移と将来推計について

平成27年3月に策定した「門真市子ども・子育て支援事業計画」では、本市の人口推移は、平成23年以降、毎年約1,000人ずつ減少しており、平成26年には127,314人となっています。今後の人口推計をみても、減少傾向は続くと予想され、平成31年には、平成26年よりも6,649人少ない120,665人と推計されています。

す。

また、本カリキュラムの対象となる0歳から5歳までの就学前の子どもの人口推移においても人口が減少しており、平成26年で5,497人と、平成22年に比べ808人減少しています。人口推計では平成27年以降も減少が続くとされ、平成31年には、平成26年よりも915人少ない4,582人とされています。

② 就学前教育・保育施設等の状況

平成28年5月現在で、本カリキュラムの対象となる市内の幼稚園は816人、認可保育所は1,289人、幼保連携型認定こども園は1,023人、小規模保育事業所は22人の本市の子どもが利用しています。

0歳児から2歳児では、子どもの人数2,455人のうち、本市の保育所を利用している子どもは513人で20.9%、幼保連携型認定こども園を利用している子どもは327人で13.3%、小規模保育事業所を利用している子どもは22人で0.9%を占めており、35.1%の子どもが保育所等において集団での保育を受けています。

また、3歳児から5歳児では、子どもの人数2,616人のうち、本市の幼稚園を利用している子どもは816人で31.2%、保育所を利用している子どもは776人で29.7%、幼保連携型認定こども園を利用している子どもは696人で26.6%を占めており、87.5%の子どもが本市の就学前教育・保育施設等において集団での教育・保育を受けています。

なお、文章下部の「人口の推移と推計」及び「就学前の子どもの人口の推移と推計」の各グラフにつきましては、「子ども・子育て支援事業計画」より抜粋させていただきます。

続きまして、7頁の「②就学前教育・保育施設等の状況」を一読させていただきます。

② 就学前教育・保育施設等の状況

平成28年5月現在で、本カリキュラムの対象となる市内の幼稚園は816人、認可保育所は1,289人、幼保連携型認定こども園は1,023人、小規模保育事業所は22人の本市の子どもが利用しています。

0歳児から2歳児では、子どもの人数2,455人のうち、本市の保育所を利用している子どもは513人で20.9%、幼保連携型認定こども園を利用している子どもは327人で13.3%、小規模保育事業所を利用している子どもは22人で0.9%を占めており、35.1%の子どもが保育所等において集団での保育を受けています。

また、3歳児から5歳児では、子どもの人数2,616人のうち、本市の幼稚園を利用している子どもは816人で31.2%、保育所を利用している子どもは776人で

29.7%、幼保連携型認定こども園を利用している子どもは696人で26.6%を占めており、87.5%の子どもが本市の就学前教育・保育施設等において集団での教育・保育を受けています。

なお、文章下部に「年齢別就学前教育・保育施設等利用状況」として、本年5月1日時点の各施設等における年齢ごとの利用状況を示す表を掲載させていただいております。

次に、8頁「(3) 共生の視点を大切にした就学前教育・保育の内容の充実」をお願いします。

こちらでは、障害がある子どもなどへの支援、家庭・生活環境に問題を抱える子どもへの支援及び外国にルーツを持つ子どもへの支援を記載いたしております。

それでは、「①障がいがある子どもなどへの支援」について一読させていただきます。

① 障がいがある子どもなどへの支援

近年、就学前教育・保育施設等において発達障がいやその疑いのある子どもが増加傾向にあるとされており、これまでの3障がい（身体、知的、精神）に加え、発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、アスペルガー症候群等）を含めた支援の必要性についても高まっています。

発達障がいにおいては、できるだけ早期に支援を行えるよう早期発見に努め、こども発達支援センター等での療育につなげるとともに、就学前教育・保育施設等における支援教育・障がい児保育と連携を図っていくことが重要であります。4歳・5歳頃から特別な支援が必要な状態が顕著にみられるようになるケースや保護者の理解が難しいケースも多く、子どもの発達を保障するための取り組みをさらに充実していく必要があります。

また、障がいのある子どもそうでない子ども、共に学び生活する事を大切にした教育・保育の充実に努めるとともに、集団生活の中での育ちの経過や家庭での様子などの状況把握をし、保護者への就園指導や就学指導を早期から丁寧に行うために、保護者の意見を十分に傾聴し、就学前教育・保育施設等と保護者が共に育てていくという意識に立ってつながりを深めていくことが重要です。このため、幼稚園・保育所・認定こども園等では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に向けて、子どもの実態の見極め方や具体的な支援の手立てを学び、指導技術の向上を図るために、下記のような取り組みをしています。

なお、8頁の下部には「主な発達障がいについて」内閣府のホームページか

ら

抜粋した図表を掲載しております。

続きまして、「②家庭・生活環境に問題を抱える子どもへの支援」について一読させていただきます。

② 家庭・生活環境に問題を抱える子どもへの支援

少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、子育て中の保護者は、多くの不安やストレスを抱えているともいわれ、わが子を虐待してしまう痛ましい事件の増加が大きな社会問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

児童虐待の発生を未然に防ぐため、相談をはじめとしたさまざまな機会をとらえて家庭の状況の把握、また、保護者の育児不安や悩み解消への早期対応に努め、訪問等による援助・育児支援を行うとともに、関係機関との連携会議等を開催し、要保護児童等に対する対応方針の検討や進捗管理を行うとともに、児童虐待に関する周知・啓発等を行うことにより、さまざまな事例に的確に対応していけるよう連携強化を図っていく必要があります。

なお、こちらの項目に関するデータ等に係る図表につきましては、現在調整中で、10頁上段に掲載予定位置のみを記載させていただいております。

続きまして、「③外国にルーツを持つ子どもへの支援」について一読させていただきます。

③ 外国にルーツを持つ子どもへの支援

本市には、多数の外国にルーツを持つ子どもがいます。

門真市の在留外国人総数は、平成28年8月1日現在2,769人と、人口総数(125,051人)の2.2%を占めています。これは、府内においても高い比率となっており、その多くが中国からの帰国者とその親族で、その他には、居住を伴う就労や留学を目的とした外国人です。

このような状況の中、互いに違いを認め合いながら相手を尊重し、共に生きていこうとする態度を子どもたちに育むことは、子どもの社会性を伸ばしていくために極めて重要な事です。

共生をキーワードにして、就学前教育・保育施設等における人権教育の充実を図り、すべての子どもを大切にする教育・保育の充実に努める必要があります。

そのためには、日本の子どもも外国にルーツのある子どもも共に学ぶことを

通して、思いやりのある心を持ち、人を大切にしながら温かい人間関係を築こうとする態度を培うことも重要です。

なお、文章下部に、本年8月1日現在の本市の外国籍別人数を掲載いたしております。

次に、11頁「(4) 健康・安全の配慮」をお願いします。

ここでは、基本的な生活習慣を身につけていく重要性、心身の保持・増進及び食に関わる事項、また、安全面の確保に関わる事項等について記載させていただいております。それでは、一読させていただきます。

(4) 健康・安全の配慮

人が健康で安全、快適な生活を営む上で大切なことは、乳幼児期から発達に応じた自立と社会性を養うための基本的な生活習慣を身につけていくことです。

健康面については、子どもの日々の健康状態を、保護者とともに把握し、一人ひとりの健康の保持及び増進に努める必要があります。また、疾病や感染症を予防するため、専門機関と連携し、衛生的で安全な体制を整備し、生活を通して子どもが自らの健康を保つ行為を習慣化できるよう努め、生涯にわたる健康の基礎を培い、身体だけでなく、心の健康も保持、向上していく必要があります。

加えて、食を営む力の基礎を培うよう、家庭と連携しながら、食に関する習慣の定着を図るとともに、子どもが食べる喜びを感じられるよう創意工夫を行うなど、乳幼児期からの食育を組織的・計画的・継続的に進めていくことが重要です。また、アレルギー等の個別対応が必要な子どもに対しては、家庭と連携しつつ、安全を確保した上で、食生活が豊かになるよう工夫や支援を行う必要があります。

安全面については、施設、園庭、遊具、玩具等の日常の安全管理はもちろんのこと、子ども自らが身を守り、安全を確保する能力を育てるため、交通安全・防犯教室等を実施します。さらに、震災の教訓を生かし、定期的に避難訓練を実施し、災害時の適切な行動等について日頃から指導するとともに、事故防止マニュアルを策定し、子どもの安全確保について、家庭や地域、関係機関との連携を図ります。

なお、文章下部に「保育所における食物アレルギーに関する全国調査」における食物アレルギーの年齢別有病率のグラフを引用しております。また、12頁上段には、安全面の確保に関するデータ等に係る図表を掲載する予定ですが、現在、内容につきまして調整中のため、掲載予定位置のみを記載させていただ

いております。

次に、「(5) 地域の子育て支援の拠点としての役割」についてであります。

ここでは、家庭・地域との連携に関する事項や地域子育て支援拠点としての位置づけ、取組内容等について記載させていただいております。それでは、一読させていただきます。

(5) 地域の子育て支援の拠点としての役割

近年、家庭の教育力の低下や、地域における人間関係の希薄化などによる地域の教育力や子育て支援機能の低下が指摘されています。

子どもにとってより良い教育・保育環境を確保するためには、就学前教育・保育施設、家庭、地域がそれぞれの教育・保育機能の充実をはかるとともに、相互の連携を強化し、一体となって子どもの教育・保育に取り組む環境づくりを進めていくことが必要です。

家庭・地域との連携については、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、家庭や地域での子どもの生活の連続性に配慮すること、家庭や地域との連携や協力、地域の資源の積極的な活用などが記述されており、連携を深めるためには、就学前教育・保育施設と家庭、地域が子どもの育ちを共有することが必要です。

就学前教育・保育施設等は「地域における子育て支援の拠点」として、その専門性を活かし、通園している子どもの保護者はもとより、家庭で子育てされている保護者に対しても、地域や関係機関と連携しながら、子育て相談や情報提供を行い、子育てを楽しめるよう支援の充実を図ることが求められています。

なお、13頁の下部には、各施設等における地域子育て支援の取り組み状況に関するデータ等に係る図表を掲載する予定ですが、こちらも現在、内容につきまして調整中のため、掲載予定位置のみを記載させていただいております。

次に、14頁「基本理念」をお願いします。

前回の会議資料までは、第5次総合計画の内容を踏まえ、「心豊かで たくましい子を育てる」との仮の基本理念を記載しておりましたが、今般、策定委員会での議論を踏まえ、『幼稚園、保育所、認定こども園などの就学前教育・保育施設等と学校、地域が一体となって、質の高い教育・保育を提供し、希望あふれる門真の未来を切り開く人材として育っていくことを目的に、「未来をひらく子どもを育てる」こと』を本カリキュラムの基本理念として掲げさせていただいております。

また、本基本理念のもと、本市における幼児教育・保育の展望として、「いきいき 心豊かな子ども」「のびのび 健やかな子ども」「わくわく 遊び学ぶ子

ども」「思いを伝え つながる子ども」の4つの「めざす子ども像」を設定しております。

さらに、これらの基礎となるのが幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の各要領及び指針であり、家庭地域との連携も根幹として無くてはならないものである、ということを図式化しております。

続きまして、次頁の「4. めざす子ども像」をお願いします。

こちらでは、4つのめざす子ども像の具体的内容やそれぞれの関連性等について記載しておりますので一読させていただきます。

4. めざす子ども像

「未来をひらく子どもを育てる」ことを見据え、健康で安全な習慣や態度、自立した生活をつくる力を大切に、自ら学び考え行動する力を発揮し、心豊かでひとつながる子どもであってほしいと願い、次の4つの子ども像を、本市の「めざす子ども像」として設定しました。

今般、資料としてお示ししております総論部分につきましては、以上となりますが、前回の会議の中で、多数いただいたご意見の中で、「子どもの発達を階段ではなくスロープのように捉えて教育・保育を進めていく必要がある」とのご意見がございました。

このことにつきましては、今後、中間報告をいただく中で、本検討委員会からの意見としてまとめ、年齢別カリキュラムという各論の策定作業に入る際に、作業部会委員など策定に関わるすべての者に提示し、確認し合うとともに、年齢別カリキュラムの序文として盛り込んでいこうと考えております。

以上、議題1「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム総論（素案）」についての説明とさせていただきます。

委員長

事務局の方から全体を通しての説明をしていただきましたが、中身に対してのご意見・修正等あれば、お願いします。1時間ぐらいの論議で順番に進めたいと思います。

まず、「はじめに」の部分で、ご意見があれば出してください。

この後は、どうするんですか。あと何回か開催するんですか。

事務局

今回の議論が終わりましたら次回10月にもう一度開催させていただきます、

さらに12月にもう一度、ということであと2回の会議を予定しております。

委員長

こういう内容を盛り込んだらどうですか、とかいうことも含めて何かご意見があれば出してください。これは全体が出来上がってからもう一度「はじめに」は見ていった方が良いと思いますね。盛り込む内容も追加で出てくると思うので。

事務局

各論の年齢別カリキュラムを含めて、全体を通しての見直しや振り返りは、していただいて予定にしておりますが、また来年度に入ってからということになります。

委員長

「その一方で」という段落で、「考え方や手法」って書いてますね、「手法」というのは、小手先のな何かが違うというような描き方になっているのですが、「就学前教育・保育施設の考え方や手法」で書かれてますが、「手法」って何ですか。方法ですか。言葉が気になったので、考えていただきたい。「やり方」ですか。

事務局

そうですね。「やり方」ですね。

邨橋委員

手法となると、一斉の形態をとるのか自由の形態をとるのか、ばかりが目立ってくるんですが、自由の形態を取りながら一斉の投げかけをしていくけれど、それに乗ってこない子は「今日はまあいいや。」という感じでやっています。それで手法って言うと一つの考え方で、まとまってしまうような気はするのですがどうでしょうか。

事務局

「手法」という言い方は、あえて入れなくてもいい、ということですか。

委員長

どういう意味があるのか、意図的な何かがあるのか、ということが知りたい

です。

事務局

考え方からのアプローチの仕方が、園によって違うのかなっていうことを意図しています。

邨橋委員

幼稚園教育要領の中でも基本的に、「環境を通しての教育をやります。」と書いてあるのですが、これがいわゆるアプローチの仕方なのです。それ一つなんです。それと「環境を通して」という意味はと言うと、「環境にどうかかわっていくか」ということを、遊びを通してかかわっていくということで、これが手法に当たるかもしれない。手法という言葉にこだわればね。その時に、「一人ひとりが違う」と三つ目に書かれているんです。一人ひとりの違いに合わせてやっていくとなると、子どもたちが、いっぱいいろんな関わり方をして遊んで行く中で、先生が声をかけることによって、「おもしろそう」と思って子どもたちが集まってくるということになれば、それが言わば一斉保育の投げかけになります。また、「あそこにもおもしろそうな事があるわ」となると、そちらへと散らばっていく。いろんな面白いものがある。そういったやり方だとは思いますが。でも、「手法」ということになると、指導方法のことについて書いていると思うんですが、具体的には、それは無いと思います。幼児教育の特徴がそこにあるからです。

委員長

この段落は、各施設の考え方がばらばらでみんな違う事が問題であるという課題意識で書かれていますよね。そこが問題で就学前・小学校への接続にあたって、そのことも問題ではあるけれども、こういうものを作ることによって、おのずと一つになっていくので、今までそういうものが市としてはっきりと無かったからであって、そのあたりを考えみてはどうですか。

事務局

はい。再考してみます。

委員長

ちょっと気になったのです。言わんとすることは分かる気もするのですが。

邨橋委員

幼稚園ごとで関わり方が基本違うんですよ。だから、それを「手法」と言ってしまったら確かにそうなのかも知れないけれども、先生から言われたことに対して、自分がやりたいのを我慢しているという育ちに注目している園と、自分がやりたいことをちゃんとやって、みんなで相談してやっている園とでは、関わり方が違ってしまいます。でも、一方では我慢する力も育てて欲しいし、一斉的な投げかけをしても「あれやりたい」と言った子どものことをどう受け止めるかっていうことは、意識はしているはずなので、そこら辺は難しいですね。

事務局

この文言の表現につきましては非常に難しいので、一度事務局の方で預らせていただきます。

江畑委員

冒頭なんですけど、人権的な立場から「産声をあげて」のところ、産声を上げられないお子さんもいらっしゃいます。すごく気になったんですけども。それと、「お父さん、お母さん」のところも、「など」とは書いてあるんですが、ご両親が育てられないお子さんもいらっしゃいますので、そのあたりに書き方が気になりました。

委員長

また、終わってからでもいつでも、細かい部分については、連絡などしながらという形でご指摘いただければと思います。よろしいですか。

事務局

はい。ありがとうございます。

邨橋委員

4段目の「このような社会状況の中で」のところですけども、「運動能力等が低下しているという問題も指摘されており、就学前教育の役割は非常に重要性を増してきております。」とありますが、その前後がどうつながるのか、というところをもう少し書いた方が良いと思います。

事務局

育てるところを担っていただいているという意味合いなんですけど、その繋ぐ言葉をもっと少し入れた方が良く思っていますか。

邨橋委員

小学校でもこれはやっておられることなので、「幼児教育で非常に重要性を増しています」ということが、小学校より下のレベルでどうなのかというふうな話になってしまっていて、我慢をすることってというのは、大体3歳ぐらいまでに感情のコントロール能力が育って、そこからまた逆にどんどん落ちて行くんですね。小学校も大変なんですよね。もっと大事なことが、生活習慣とか運動能力というよりも、自制心とか規範意識ということが、実は大切なのかなと思います。だから、「みんなでやろうよ」と言った時に、感情がコントロールできてないからそこから外れていってしまうわけで、「じゃあ我慢してやろう」って自分の気持ちを我慢してという感情のコントロールができてくると、みんなでできるし、生活習慣は大事だってみんなが理解するわけです。それをこの文章からそれを読みとって、と言われると、難しいし、書き込んでほしいというのも難しいとは思いますが、そこが、少し気になります。

委員長

就学前の教育が薄いから弱いとか問題だ、みたいに捉えられてしまう書き方にもなるでしょ。全体的に問題があるから基盤となる就学前が大事ですよと言いたいのですが、さらっと書いてしまうと、「ここが問題や」みたいになってしまいますね。

事務局

はい、分かりました。

その辺もう少し表現を追加してみます。

委員長

では2番に入ります。なにか質問やご意見はございますか。

邨橋委員

気になったのが、門真の第5次総合計画からの流れでカリキュラムを作っていくということになっているんですよね。でも、教育基本法とかに基づいて作られていくということになると、これは法律のレベルの話なので、もうひとつ上かなという気もするんです。そうすると先ほど言った3つのことを踏まえてどうこうっていう事が、もう少し理念としてはもう少し明確に出てきても良いのかなと思います。

事務局

ここで書かせていただいた意図は、そもそも本市で共通カリキュラムを作ろうというのは、本市での方針でもあり、また一方で幼児教育の関係で、幼児教育基本法とか学校教育法から流れが来るように、幼稚園教育要領とか保育所保育指針とかからも当然、教育・保育はされているのですが、その中でその内容を踏まえながら、共通カリキュラムを作らないといけないといった義務的なものは何もなく、これはあくまでも本市が作っていく、というところでの位置づけというところで、確かにそちらからの記述ばかりになっています。先生もおっしゃられた通り、そのあたりも保育所指針・幼稚園教育要領などに書かれている内容ももう少し位置づけ的に入れていくこともできるかなと思います。

邨橋委員

基本的に幼稚園教育要領と保育所保育指針は、今ほぼ同列で同じ内容なんです。そこら辺をベースとして考えた時に、より門真としては、幼稚園と保育園が協同して子どもに関われるような形でやりたいということが要るのかなと思います。これだと逆に「計画があるからやりましょう」というふうに見えてしまうんです。そうではなくて、それぞれありますが門真の中では、「みんなが共通理解して子どもたちに関わりましょうよ」というあたりを、もう少し表に出しても良いかなと思います。そのベースとしては、幼稚園教育要領や保育所保育指針・認定こども園教育・保育要領があるんだからということだという気がします。全く違うレベルでの話のものだったら、それをまず一つにすることも無理だから、このような話も出て来なかったと思うんです。何年前の、こども園ができる前の幼稚園と保育園は、どちらかというところとそういうところが強かったですね。幼稚園、保育園、小学校それぞれが好きなようにと、それぞれやっていたんですが、社会的な問題を考えた時に、「小さい子どもの育ちから、大人に向かって、門真の市民としてどうなのかっていうことを考えていきたいですね」という事をもっと強烈に出していったらいいのかなという気はします。その中に、基本的な流れがあって、学校教育としては幼稚園教育要領などともつながっているし、「そこは一本筋を通しましょう」というのはどうでしょうね。

事務局

委員の皆さまでそういう共通のご意見であれば、またそのように検討したいと思います。

委員長

ほかにどうですか。

事務局

確かに今、市の方の位置づけを踏まえてこういう風にやりましょうという事はやってきましたけれど、そもそもの発端は、邨橋委員がおっしゃられたように、いま改定作業に入ってきていますが、それ以前の幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容をあわせていったあたりから市の方でもやり始めました。その事には間違いございませんので、そのあたりを少し入れてみようかなと思います。

邨橋委員

それはもう既にこの会議の最初に言ったように、一貫教育の保幼小の合同の研修を年に1回でもやろうって言う話は、そこからから始まっていますし、門真でもそういう動きがあったから、もっとはっきり出しましょうよ、ということをもっと強く出してもいいような気がします。

事務局

当時のその気運の盛り上がりなんかがあるこの計画なので、一度預からせていただいて、またボリュームが出していくという形にするということですね。

委員長

意見を踏まえて、下の図なども書き方を考えたらいいですね。

事務局

そうですね。

邨橋委員

どちらかというと、両側から斜めに関連するような感じで。

学校教育法と小学校も、どこか真ん中にいれるとか、線で繋いだりして、門真の全体計画と繋ぐっていう様な形ですね。

事務局

はい。一度書き換えてみます。

委員長

行政が言ってるからそれに基づいてこれから作ろう、みたいな形に見えてしまうんですよ。

事務局

はい。そもそも行政側が言いたしたきっかけはそれだったのですが。

郵橋委員

逆に、それを市民にもっと知ってもらうことで、もっと幼稚園・保育園・小学校へとつながるような動きをとって、子どもの育ちに注意してて、その時期はこんなだからこうしていきましょうね、という啓蒙的なものになっていくと思うんです。

事務局

今の現状の内容を活かしながら、そのあたりを少し足していくといくことで一度考えさせていただきます。

委員長

また素案を修正していただいてから検討するということにしましょう。他にございませんか。

9頁の、黄色の枠で囲んであるところですが、これは「今こういう事をしていきます」という事を載せているんですか。ほかは、「これからこういうことをしましょう」みたいに書かれています。ここだけ、「これを踏まえてどうしたい」ということになっていないですね。

事務局

そうですね。こういった取り組みを当然していることを、実際に幼児教育・保育に携わっておられる方はご存じだとは思いますが、もしかしたらそこまではっきりご存じない方も、中にはおられるかなということもあって、「市の方では、皆さんのところも含めてやっていますよ」と改めておさらいの意味で踏まえていただきたいな、ということで、書かせていただいております。ただ書き方として、こんなことをやっていますということだけになってしまっていて、違和感は否めません。

委員長

ここが終着点なのか、と誤ってしまいます。

事務局

いいえ、当然ここが終着点ではありません。

郵橋委員

どちらかというところ、一段目の後にこの部分があって、それからその後に、それ以上にと云う事が書かれてもいいのかなと思いますね。

事務局

組み立てを変えるなりで、内容の修正を図ってみたいと思います。

郵橋委員

特に、HANAがやっておられることは、私は当然知っているんですが、現場の先生まで十分降りてないところもあります。また、私たちが知っていることを知らない保護者から、支援センターのHANAの支援を利用していただけるとか、と聞かれることもあって、前からずっと連携していることをお伝えするというようなことがありますので、そういうところをどう広げていくかということが、実は大きいのかも分かりませんね。

事務局

そうですね。せっかくやっているのに、保護者の方がご存じないとかですね。

郵橋委員

うちの園では、センターの方が月2回ぐらい2人の子を見に来られるので、そんなものだと思われているんですが、そこまでいってないところもあるし、逆に問題を抱えている子を見ていない園もありますね。そうなるとなお、そういう事があること自体ご存じないと思いますしね。そこら辺のことを、広げて行くような啓蒙ということがもっと先にあると、その中で、障がいのある子もそうでない子も一緒に生活をして行くことが、すごく大事なことですよという流れにならないかなと思います。

事務局

こども発達支援センターで実施しております保育所等訪問支援なんかも、国の制度が始まる前から、門真市では独自で、大阪府の補助金なんかも活用しながらやっていた実績がありましたので、そこからじわじわと進んで行って、発

発達支援センターがスタートして、みなさんと一緒にやっておるわけで、そういったところをもう少し知っていただきたい、活用していただきたい、というのは確かにございます。

委員長

今おっしゃったようなことを先に書いて、さらに充実していきます、と書いたらいいのではないですか。

事務局

はい。そのあたり、発達支援センター長も策定組織の中にメンバーで入っておりますので、相談しながら検討してみたいと思います。

委員長

もうひとつ、この見出しの「障がいのある子どもなどへの支援」の「など」はどういう意味ですか。発達支援センターでの支援を指しているのか、子どもだけでなく保護者の支援をさしているのか、その辺どうですか。

事務局

はい。保護者支援という部分もありますし、あと障がいのあるお子さんとはつきり認定されていないお子さんというのも対象になります。

委員長

そういう意図があるんですね。

黒石委員

保護者に支援が必要であったり、子どもさんのしんどさが理解できない保護者もおられるのが現実なので、そういう部分では「など」は理解できるかなと思います。

事務局

特に現場からよく耳にするのが、保護者の方の理解を得られない、受容できない保護者の方がたくさんおられて園とトラブルになることが多い、というようなことはよく聞いております。

委員長

その辺が、現場の方の読み方で分かるとして、基本的に「子どもへの支援」

というのは当然保護者への支援も含まれていると思うので、障がいのある子どもへの支援」に「など」が入ると、他にどんなことがあるのかなと思うのです。地域的、一般的にそういえば「保護者」と言う事が分かるのであれば、それでいいのかなと思います。

黒石委員

障がいとくくれる子とボーダー的な子どもさんががいらっしゃるので、そういう意味では保護者だけでなく、障がいのある子どもさんとそのボーダーにあるこどもさん、っていう考え方でいけば「など」は必要かなと思います。

邨橋委員

一行目に書いてある「障がいのある子とその疑いのある子」って書いてあるので、その言葉をそのまま使ってもいいのかなと思います。いろんな問題を抱えている子に対して、どんなふうにしていこうかと考えていきたいということですね。

事務局

はい。そうです。

黒石委員

気になるのが、子どもの事をもちろん支援していくんですけども、子どもさん自身というよりも保護者を支援してくことで、通常の教育を受けれる状態になれるお子さんもおられるので、お子さんがボーダーではなく、別の問題を抱えている場合もあるので、それをはっきり書いてもいいのかなとも思います。

事務局

少し分かりにくい表現になっているようですね。

黒石委員

「障がいのある子ども、障がいの疑いのある子ども、その家庭への支援」というのがあると、一般的な人がみられても分かりやすいかもしれませんね。

事務局

はい。そうですね。

委員長

それから、「家庭・生活環境に問題を抱える子ども」の「問題」を抱えると書いてしまうのが気になっているんです。それで、これを読んでいると「虐待」なんです。他の事はあまり書いてない。家庭とか基本的な生活習慣とかいろいろ問題はあろうと思うし、この2番が「虐待」を書くのか何を書くのかが分からない。

事務局

確かにそうですね。

委員長

「虐待」だったら「虐待」と書いた方がいいのではないですか。

黒石委員

多分ここに載っているのは「虐待」なんだけれど、保護者さんの精神的なしんどい部分とかということも含めてということなんだろうな、っていうのは私たちは分かるんですけどもね。

事務局

確かに内容がそこまで踏み込めてないですね。

委員長

それを含めて「問題」と書くよりは、言葉を選んだほうが良いかなと思います。「生活環境への支援」とするのか、もう少し具体的に。

邨橋委員

これは貧困まで含まれていますからね。

事務局

そうですね。確かに今貧困の問題がクローズアップされてきていますので、そこ辺りをもう少し入れたほうがいいですね。貧困対策も大きな話題の一つでもありますし、そこ辺りをもう少し入れといた方が良いのかなと思います。

松下委員

虐待だけでなく、生活がいつぱいいつぱいでネグレクトのケースもあるだろうし、それも含めて「問題を抱える」とした方がよいのかなと思います。

郵橋委員

小学校3年生になってもまだ噛む子がいたりします。普通、噛むっていうのは1歳から2歳ぐらいですよ。それが3年生になってもたまにそういう子がいるっていうのは、多分家庭的なことやコミュニケーションの経験不足が大きいと思います。うまく言葉で伝えられなくて、もやもやしているいるんだろうなと思うと気にはなりますね。

事務局

先日、要保護児童対策地域協議会という機関がございまして、その中で、話を聞いてても、門真市のこの問題は避けて通れない問題で、かなり気にかけて行かないといけないところでして、現場の先生方が一番よくご存知だと思いますが、小学校も含めて大変な状況になっております。

郵橋委員

確かに仕事で忙しい保護者もおられ、大変なんだろうと思うのですが、そこをだれか友達にお願いして助けてもらうとか、そういったつながりがなく、保護者も含め家庭生活の中での人間関係が孤立しているのかも分からない。とすると、そこら辺を踏まえて家庭環境・生活環境の問題として、もう少し範囲を広く捉えられればいいかなと思います。具体的にどうするのか、と言われると頭を抱えるんですが。

事務局

現場の教育・保育をしていただいている中で、どこまで関わっていただけるか、当然支援機関というか要対協の中で入っていただいている施設でございますので、そこはもう少し幅を広げて表現できるように一度預からせていただいて作業をしていきたいなと思います。

委員長

市民が見た時に、「問題」という言葉が浮かぶのもちょっとどうかと思うので、お願いします。貧困の問題とかも入れたらと思います。

事務局

はい、分かりました。

江畑委員

私も、「課題」とか「配慮を要する」という言葉を使っています。

委員長

そうですね。問題という言葉は行政側の言い方になってしまいますね。

江畑委員

それから8頁のところなのですが、オレンジで囲っているところは内閣府大臣官房のホームページから取ってこられたということですが、今、自閉症スペクトラムという言葉をよく耳にしていたので、その言葉が無いなと思っていたので、市教委の方に確認させていただきました。それで、もちろんこれが一番新しい資料だということはよくわかっているんですが、広汎性発達障がいの中に自閉症・アスペルガー症候群というのが入るのでないのかなと言うのを聞いたんです。そうなってくると広汎性発達障がいは何か自閉症の中の一つみたいになってて、元からあった資料なので、書き換えることはできないのかもしれないけれども、広汎性発達障がいていう枠組みの中に自閉症とかアスペルガー症候群があるって言うのは、これではちょっと分からないですね。一番上に広汎性発達障がいとしていただいて、その下に自閉症とアスペルガー症候群としていただいた方が見やすいですね。

邨橋委員

自閉症があって、広汎性発達障がいとアスペルガー症候群と続くと、自閉症の中に他の2つが入っているみたいに見えますね。私たちは普段から広汎性発達障がいが広い概念と思っているので、全然そんなことを見過ごしていましたね。

江畑委員

それに伴いまして、そうなりと上のところ3行目「発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい、学習障がい）」とした方が、この絵と合うのかなと思います。

事務局

はい、分かりました。

委員長

この絵のことですが、引用しているから仕方ないのかもしれませんが、総論の中で、障害の害が全てひらがなになっているのに、ここだけ漢字になっているのが気になりますね。

事務局

はい。引用のそのまま載せておりますので、そうなのですが。

委員長

門真市流に変えますか。

事務局

では、ホームページを基に、少し加工した形で編集してみます。

邨橋委員

図上の文章は、ホームページに載っていたんですか。

事務局

いいえ、これは別です。中から引用はしておりますが、そのままではありません。

邨橋委員

図は下の部分だけ引用ということですね。

事務局

はい、引用しておりますのは、その部分になります。

委員長

そしたら、枠を図のところだけにしとかなないと、参考と書いてあるのがどこまでそうなのかわかりませんね。引用の中なので、「障害」と漢字でも良いのかもしれないけれど、そこは事務局で判断して下さい。

事務局

はい。庁内では「がい」とひらがなで統一しています。そもそもこの「害」は当て字で、公害の害を使うと違うイメージを生んでしまうということがあって、ひらがなにしようということになっています。確認してみます。先ほど、広汎性発達障がいの部分も分かりにくい、というご意見もありましたので、意図されているようになるかどうか分かりませんが、一度やってみます。

江畑委員

続けて9頁なんですけど、大阪府のこういう冊子があります。この小学校・中学校と門真市とがつながっているということで、「障がいのある子どもでもない子ども、共に学び生活することを大切にされた教育・保育」とあるんですが、「ともに学び、ともに育つ」と言葉で大阪府も門真市もきておりますので、この冊子なんかは全てその表現になっておりますので、そこところは表現を合わせた方がいいのかなと思います。門真市の教育委員会のことですので、そこは就学前も同じなのかなと思います。「ともに学び・ともに育つ」、これは今までなら教育で終わっていたのですが、保育も要りますよね。文脈のところは検討していただけたらいいんですけども、やはり、「生活する事」というよりは、「ともに育つ」という言葉を使った方がいいのではないかと思います。

あともう一箇所、文言のことで、10ページです。

今年、門真市在日外国人教育基本方針が新たに改定されましたが、この中で以前は「ルーツ」という言葉を使っていたんですが、ルーツは「根幹」という事で、今門真市の状況は帰国者であったり、当時は在日韓国・朝鮮の方ということで「ルーツ」と使われていたと思うのですが、今は中国や帰国者であったりとかいろんな広い意味で「つながり」という言葉を使うようです。基本方針でも「つながり」という言葉を使っているんで、③「外国につながりを持つ子どもへの支援」としていただいて、あといくつか「ルーツ」という言葉が出ておりますが、ルーツのあるではなく「つながりを持つ」としていただくほうが良いと思います。

後は在留外国人数が少ないと思ったんです。確かに、帰化された方が多いからだと思ったんですが、となってくると下の所は外国籍総数がいいですね、本校でもかなり帰化されてる方が増えておりまして、お顔見てもお話を聞いてても外国の方だなと思っても、日本国籍を取得されている方もおられますね。

事務局

「外国人総数」を「外国籍総数」にした方が良いということですね。

江畑委員

そうですね。

邨橋委員

外国籍を持つ子どもたちの関わり方の基本方針が教育委員会を出てるんですか。

江畑委員

はい、そうです。

邨橋委員

知らなかったです。

江畑委員

そうですか。

昨年度4月1日に改訂となっております。よろしければ資料をご覧ください。

事務局

また資料としてお配りしましょうか。

邨橋委員

それと大阪府の資料も手に入るのであれば参考資料としていただきたいです。学校のほうでは、府の教育委員会としてどんな風に考えておられるのか踏まえていかないといけない話ですので、参考資料であればありがたいです。

事務局

この会議が終わりましたら、江畑委員にご相談させていただいて。

江畑委員

はい、分かりました。

これは府の教育委員会から出ていますので、これを元に門真市の重点課題とかいろいろ考えられているみたいでしたので、つながっているかと思いましたが、参考にとお持ちしました。

邨橋委員

そこらが教育庁になっても変わらない

話は変わりますが、大阪府教育庁になって私立幼稚園が大阪府の教育委員会に私学課として入ったんです、でも事務だけ私学課なので、中のことは今までと全然変わらずに教育の内容の事については全然私たちのところには来ないんです。毎年決められた大阪府と一緒にやっていた研修会だけが、「どうしますか」と言ってくる。なので、その辺も本当はつながって欲しいと思うんですが。いつも私立は蚊帳の外だったので。

事務局

委員の皆さんには当然なんですけれども、各園にも資料をご提供できるようなものであれば、その辺は積極的にさせていただきたいなと思います。冊子は部数の関係がありますが。

邨橋委員

データで送って貰ったらいいですよ。必要なところだけ出すことも出来るので。

事務局

外国籍の方への教育方針をまとめられたものにつきましては、情報共有させていただけると思います。

邨橋委員

小学校で今話題になっていることなど、わからないまま進めていても意味の無いことですのでね。

委員長

外国籍の方の人数で、その他 185 となっているが、でも分かることなら欄外に、その他の中でもちょっと多い所から 3 でも 5 でも国名と人数を書いてもらったらイメージが湧くかな。要するに、いろんな国の方が沢山いらっしゃるといことだと思います。わかればこういう国の方が、くらは現場の参考にはなると思います。

事務局

私たちはどうしても一番人数の多い中国やカンボジア、フィリピン、ベトナムの方に目が行きがちで、特に中国の方などは毎日のように窓口に来られますので、どうしてもそちらに目が行きがちなんですけれども、もう少し幅広くいろんな国の方が来られてるというあたりを、もう少し入れてみます。

委員長

そう、支援をしようと思えばね。

邨橋委員

先ほど校長先生がおっしゃっていたことで共通理解が必要かと思うのが、「障がいのある子もそうでない子とともに学び生活すること」というところで、幼稚園や保育園はすべて生活の中で学びます。例えば、給食を食べるのも遊びと

して考えるわけです。「多い方がいい？少ない方がいい？」とか言いながらやりとりして食べたりするので、感覚としては生活全てが保育・教育なんですね。学校では時間割があって、その中を埋める部分が生活指導となっているので、ちょっと生活のとらえ方は違うのかなというのは共通認識しておかないといけないと思います。

江畑委員

同じ意味でとってます。多い少ない云々ではなく、「食育」も含めて生活指導の中には生活面、その子自身の隙間の時間、このところで育っている部分が沢山あるので、多分共有出来てると思います。

邨橋委員

そうですか

江畑委員

はい

事務局

生活するという事も含めて「ともに育つ」という表現を使っているという事ですね。

江畑委員

はい、そうです。

邨橋委員

だから来てから帰るまでいろんな場面があって、叱られることもあるし泣くこともあるし、いじけてることも全て育ちだと思ってるんですよね。

江畑委員

そうですね

邨橋委員

今日なんか、お母さん迎えに来ているのに、帰るのいやだと言って泣いてる子がいました。

江畑委員

いろいろ楽しかったんでしょうね。

委員長

他にお気づきの点はございませんか。

委員長

健康・安全のところの「図表調整中」の部分ですが、安全面のこととかを、もう少し入れたいということですよ。

事務局

そうですね。

委員長

それもその入れ方だと思うんですが、「健康・安全」の中に食物が入っているのに、食物の表がすぐに出てきてますよね。それも食物の一部でしょ。もう一つの表が入ってきて、もう少し文章とその入れ方で変わるかな？と思いますが、文章の後に食物アレルギーの棒グラフがこのまま載っていると違和感がありますね。

事務局

そうですね、ベースの構成とか入り方で今、違和感がありますね。

委員長

食物以外のこともありますしね。避難とか震災とか書いてある文章のあたり図表も含めてもう少し、どうアレンジするのか、重要な点を何に取るのか、食物だけでなくてというところで考えてはどうですか。

事務局

はい。そうですね。

邨橋委員

安全のところすべてという風に私には思えてしまって。実は小さい頃に小さい怪我をすることが自分の身体能力を育てて安全を拡大して行くと言う所がここには入ってこないのかな、とちょっと気になります。基本的な生活習慣の中に、そういう友達との関係の中でしてはいけないことなど自覚して行くことが、相手にとって安全ですよ。自分も喧嘩して引っ搔かれてどうのこうのと

というような、人との関わりの中での心の安全にもつながります。走って転んで擦り剥いたりして、「あいた。この坂道で走ったらあかんねん」などと自分で気がついていくことが、実は安全を育てている部分ですので、そのことをどこかに書き込めないかと思いますね。

事務局

今書かせていただいているのは、「子ども自らが身を守るために安全を確保する能力を育てるため」という表現させていただいているんですが、そこに書いているのが「交通安全・防災・防犯教室」だけになってしまってますので、ここに少し普段の教育・保育現場の中での学びなど、そのあたりを少し入れてみたいと思います。

邨橋委員

私たちの研究グループの中では、怪我をすることは子どもの権利と言ってますから。

事務局

命に関わらないような大事故にならないと言う所では当然そうなんです。

邨橋委員

小さな怪我の積み重ねが自分の体の動きを育てて行く。

事務局

そうですね。

邨橋委員

副園長がドイツに研修で行った時にびっくりしたと言っていたのですが、園庭に石が組んであってそこに1歳の子どものそこに行くと言う事がごく普通で、それを離れた所から先生がお茶を飲みながら見ていることにびっくりした、と帰ってきて話していました。うちの園は、砂場の周りは全部石なんですけれども、怪我の捉え方とか、先生がそれをどう見るのかが、逆にきちんと親に伝わってれば、大きい石があること自体は問題にならない訳です。うちの子もたちも大きい石から飛び降りたりしますけど、そういうことが本当は必要なのではないかなと思います。それが子どもにとっての安全教育かなという気がするので、それを上手くここで入れていただけたら有難いです。外からしていく教育じゃなくて、自分の中で育っていくということです。

委員長

(5)の文章を見ていると、「地域子育て支援センター」「なかよし広場」「あおぞら保育」等と書かれているんですが、この事業は幼稚園の内容はここに入っていないんですか。

事務局

そうですね。

委員長

園庭開放などされてるんですが、どっちかと言うと保育所的なことが中心になっているように思います。それも踏まえて相談事業とか幼稚園でされているところありますよね。

事務局

そうですね。

委員長

ちょっと意識をしたほうが良いのではないですか。

事務局

実は下表の図表調整中となっている部分につきましては当初その取り組みを入れているような中身も入れていたのですが、策定委員会の中で私立幼稚園の先生、保育園の先生、今回始めて園長先生に入っていたんですが、そのあたりやはりちょっとご意見が出ていまして、図表を調整し直そうという事になりました。また各園、特に私立幼稚園さん私立保育園さんには、取り組み内容をまたこちらの方からお聞きしながら、どういう載せ方をするか、見せ方をするか、工夫したいと思います。

委員長

そうですね。で、それを入れながら文章ももう少し修正された方が良いと思います。

事務局

ありがとうございます。

邨橋委員

これも入れていただいた方が良いかなというのが。9頁の事業の中に、障がいを持っている子どもたちの事業の中に、大阪府の補助金事業で私立幼稚園のキンダーカウンセラー事業があるんです。最初に行ったとき、保護者の方がいろんな所に相談に行って微妙に違うことを言われていて、それで悩んでいてどうすればいいのか、上手くいかない。そこでカウンセラーに入ってきていただいて、話をしていく中で、保護者が自分で関わりを決めていったら自分で納得してやっているのでもわりとスムーズにいくんですね。ところが悩んであれこれやるとなかなか時間ばかりとって上手くいかない。子どもにとったら関わり方を変えられるばかりで自分がどうすれば良いのかわからないということがあった時にカウンセラーがすごく有効だったんです。月に1回のところを今は3回来てもらってます。そういったことでキンダーカウンセラー事業というのは、幼稚園レベルとしてもすごく大事に思っています。私立幼稚園限定になってしまうので書き方は難しいと思うんですが検討いただきたい。大阪府知事が橋下氏になって私立幼稚園の経常費補助金の10%カットが最初提案されたんですが、その後、いろんな話し合いで2.5%になったんです。けれども、キンダーカウンセラー事業だけはカットなしでした。それくらい大阪府としても大事に思っているから、これはどこかに入れれば良いと思いますね。

事務局

確かに私立幼稚園さんだけの事業になってしまうので、表現を検討させていただいてよろしいでしょうか。

邨橋委員

公立でもやりましょうか、キンダーカウンセラー。

事務局

公立でも気持ちはありますが、財源のこともありますのでなかなか難しいですね。

委員長

最後の「基本理念」と、「めざす子ども像」のあたり、いかがですか。この後、年齢別のカリキュラムの方が、これを受けてより具体的になるから、それも見ながらしていかないとなかなか難しいところもあるかもわかりません。ちょっと基本線だけ見ていただいてご意見があったら出してください。

邨橋委員

基本的にはこれで良いと思うんです。ただ、「希望あふれる門真の未来を切り拓く」というのが、「希望あふれる」は後ろの方が良いかと思って。「門真の未来を切り拓く希望あふれる人材の育成」とか、ちょっとそう思ったんですけど、どうでしょう。

事務局

文章中のところですね。

邨橋委員

門真の希望あふれる未来かな。人材というより、希望あふれる未来を切り拓くとか、これから先グワーアと頑張っていてくれる子どもたちを育てたいねという趣旨のほうが良いと思うんです。希望あふれる中でどうするんだ？と言われるよりも

黒石委員

「門真の未来を切り拓く希望あふれる人材」

邨橋委員

又は「門真の希望あふれる未来を切り拓く」とするか、ですね。

黒石委員

どっちかですね。

邨橋委員

これから先に向かって行く方を出していただけたら良いかなとどちらでも良いと思うんですが、そういうニュアンスでね。

委員長

3番の基本理念、めざす子ども像。せっかくやっている事が「小学校へのつながり」であるでしょう。だからこの幼児教育や保育の展望からどう小学校へつながって行くのか、というような図がどこにも今のところ出てこないから、展望と希望あふれる未来つながる中で幼児教育はこうなんだけれど、それがどうつながって行くのか、ここなのか始めなのかわからないけど、どこかで表さないと、就学前しか見えないカリキュラムになるかなというふうに思います。

邨橋委員

今、アクティブラーニングで、幼稚園教育要領の改定もそうですし、小学校の学習指導要領の改定で、共通の考え方というのが出ていて、その中に下から積み上げていく図があったので参考にしたらいいと思うんですが。

委員長

そういう図が必要だと思います。せっかくしてるので強調したほうが良いと思うんです。

邨橋委員

最終的には入れるようにしたら良いのではないですか。

委員長

どこかで、カリキュラムの前に、入れたらどうですか。

事務局

そうですね。このめざす子ども像のあとにもう一つ図表をいれるのか、この中に入れ込むのはちょっといっぱいになってしまいますので、少し考えてみます。

委員長

その辺が見えないからもったいないと思いますね。

事務局

わかりました。村橋委員の仰った図表がどこに載っているのか、もう一度教えていただけますか。・

邨橋委員

文科省か内閣府かどっちかで今の教育要領改定の部会の共通事項と言うのが確かあったと思います。ちょっと探すの大変ですけど、手元にあると思うので持ってきます。私がイメージしているものが合うかどうかはまずそれから考えてみてください。

事務局

ありがとうございます。また参考にさせていただけるかも知れませんので、

情報をいただけるとありがたいです。メールでも結構ですので。

郵橋委員

もう一つ、「未来を拓く子どもを育てる」というのは、その「未来のおとな像」というのは、あったほうが良いと思うんです。これも経産省が出した「社会人基礎力」、それは個性と知識とつなぐベースの中で、仕事をして行く上で大事な“考えること”であるとか、“皆を巻き込んで強調し活動する”ことであるとか、それを“やろうと言い出す・前進する力”とかいうふうなものがあるんですね。これが今、大学ではすごく大きな問題になっていて、それをやるためにイベントの企画を学生にさせるとかいう授業がどんどんされてるんですね。これは新聞にも何度も紹介されている授業なので、大人になったらこういう力が必要なんですよというのも対比して出して、それに向かってそれぞれがどう幼小中つながっているのかと見やすくした方が良いかもわからない。このアクティブラーニングは、基本的にその辺りのことが頭に入って作っているだろうと思うのです。その辺りがそのアクティブラーニングの表だけでいくと、ちょっと理解が難しいかもわからないから、その資料としてそれがあった方が良いと思います。

事務局

今、学校教育課さんの方で、この次の段階の検討がされているところです。小中のつなぎの部分も含めて議論がされてますので、その一番基礎的な部分がこのカリキュラムで、その次の接続の部分を描きながら小学校、学校教育課さんの方で話される中身は、また小中とつながっていきますので、そちらとの調整も必要かなという気はします。

郵橋委員

だからそのことを前に言ってたんですよ。門真の子ども像として共通化が要るだろうと。それは同じようなことが両方に本当は書れている必要があると思います。それが小学校の子どもをどう育てるかのレベルじゃなくて、ここにある「未来を拓く」というのは門真の未来を拓くだと考えて、「おとなになったときの像」というのが共通化されてなかったらいけないだろうと思うのです。その辺りのことを今度の審議会でも合わせて考えてもらったらと良いと思います。そのためには共通の将来像と言うかこういう力は要るんですよ、という認識は要るかなと思います。

事務局

その小中学校の方の検討のなかの子ども像の辺りは意識しながら「未来をひらく子どもを育てる」というのは掲げさせていただいてますので、そこでずれが生じないようにします。

邨橋委員

比重のかけ方は小学校の方が大人に近いからあるとは思いますが、それで良いと思いますが、同じようなことがこっちにも書いてあるというのはやっぱり要るかと思います。

事務局

はい、その調整は図らせていただきます。その先の「未来のおとな像」のことまでは確かにあんまり意識していなかったと言いますか、そこは完成型と言いますか、その掲げ方まで言っていたのかなと思いますので、また確認はして見ますけれど、カリキュラムの中でそこまで書いてしまうのかどうかはご議論いただけたらと思います。

委員長

本来は教育基本法に、目的は「人格の完成を目指す」というのがあるから、はっきりしたものでなくても良いので、今だけをどうするではなく、大人になっていく見通しは必要だと言う流れの中の就学前、そして小学校へ入って行く、というイメージは強く持たないとこの接続の意味はならないと思います。

事務局

はい。そうですね。

委員長

最終的には、みんな人格の完成を目指していきますから。

邨橋委員

うちは小学校へ行くためにという意識は一切無いです。

委員長

それはそうですね。

小学校もそうなんです。中学校へ行くためと違うんです。

邨橋委員

今ここで、この子どもたちが一番伸びる部分はどこなんだろうというところに焦点を当てているから、子どもたちが「やりたい」と、その自分で決めて言っていることを大事にしてあげたいというのが、うちの基本的な保育の考え方なんです。それは何も小学校へ行った時に、これがやりたいとかいうことではなくて、これがやりたいという力が生かせる、だから「あの先生の授業が面白いからもっと聞きたい」とか「本で調べよう」とかいう所に結びついて行けば良いかなと思います。大人になってもそこは一緒だと思います。こういう仕事をしたいのもそのレベルの話ですしね。

委員長

細かいことで、一番最後のめざす子ども像の「のびのび健やかな子ども」の下の文章の「体を動かすことや外で遊ぶこと」の「外」は要らないのではないですか。「外で遊ぶ」ではなく、先ほどの障がいを持っている子のことも含めて「遊ぶことが楽しい」という事では、体を動かし表現も出来るだろうし。

「わくわく遊び学ぶ子ども」の下の「友だちと共に考え、目的に向かって」というのは分かるんだけど、「友だちと共に考え」は4歳5歳ですよ。そうすると「みんなと」とか保育者と一緒に小さい子どもだったら考えとかも出てくるから、この文章、友だちだけじゃないからどう書けば良いか検討は要るかなとは思いますが、0歳からのことイメージして考えてみてはどうですか。

事務局

はい。

委員長

仲間と書くのか、どう書くのか。

事務局

表現、再考させていただきます。

委員長

はい。ではトータル的に一度今の修正的な話を振り返ってみて、何かご意見ございますか。

委員

大丈夫です。

委員長

じゃあまた個別に、文言も含めて気になるところがあれば事務局にお電話するというのもしながら、進めて行きましょうか。

事務局

そうですね、メールでも結構ですので、また随時気づいた点があれば教えていただければ有難いと思います。

委員長

では、その他ですね。

事務局

そうですね、素案の検討につきましては、今日出たご意見を踏まえてまた修正をかけさせていただきまして、次回またご提示させていただきたいと思えます。今回申し訳ないんですが、まだ調整中になっていた図表等ございますのでそれも含めてご提示をさせていただきたいと思えます。その他といたしまして、参考資料として本日配布させていただいております就学前教育・保育共通カリキュラムスケジュール(案)平成29年度以降となっているものをご覧ください。

本資料につきましては、前回の会議におきまして、29年度以降のスケジュール概要についての指摘があったことを受け、今回、参考資料として提示させていただいたものであります。

まず、全体の流れといたしまして、最上段に「策定までの流れ」を記載させていただいており、まずは28年度からの引き続きの作業として、「年齢別カリキュラム」の作成に当たり、11月下旬に総論・各論を合わせたカリキュラム全体の素案として確定してまいりたいと考えております。

その後、パブリックコメント手続きを経まして、2月上旬に案の確定、3月上旬に教育委員会の承認を受け、中旬から下旬にかけて確定したカリキュラムの周知等を行っていきたいと考えております。

なお、本検討委員会の予定といたしましては、2段目の検討委員会の欄にお示ししておりますが、作業部会での年齢別カリキュラム作成作業の中間時点として4回の検討会議を経たのち、策定委員会で審議を行った後の7月上旬に一度、作業部会での作成作業が終了し、策定委員会で審議後に再度の会議を開催させていただきたいと考えております。

また、3回目の会議におきまして、パブリックコメントでの意見を反映した案の確定及び答申をいただきたいと思いますと考えております。

なお、あくまでもここでお示したスケジュールは、現時点での予定となつ

ておりますので、議論の状況や策定作業の進捗状況などにより、会議回数や開催時期等が変動する場合がございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。以上です。

邨橋委員

今日ここで話し合われたことは素案の検討に出されるわけですね。その前に、事務局案をできるだけ早くいただければ、またそれまでに意見交流もできますね。素案の検討・調整のところを丁寧にやっていたら良いと思いますので、出来るだけ早いうちに、今日のをまとめていただいたら有難いです。

事務局

できるだけ急ぎたいと思います。

委員長

では、スケジュールについては、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

事務局から他に何かありますか。

事務局

今回の会議は、10月下旬頃に予定しております。日時、場所等詳しい内容は後日改めてご案内させていただきますので、お忙しい中とは思いますが、委員の皆様のご出席のほど、よろしく願いたします。

委員長

その辺りでカリキュラムを出していただいて、検討するんですか。

事務局

いえ、今回は今日修正と調整をさせていただいたものを、ご議論いただくという形で考えております。

委員長

今回は10月下旬ごろということですので、よろしく願いたします。

それでは、以上で本日の門真市幼児教育振興検討委員会の議事が全て終了いたしました。慎重なるご審議ありがとうございました。

これをもちまして閉会といたします。本日は、皆様どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。